

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会
ヒアリング資料**

2011年6月14日

**ソフトバンクBB株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社**

本委員会での議論にあたって

【「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ(2010年12月14日)】

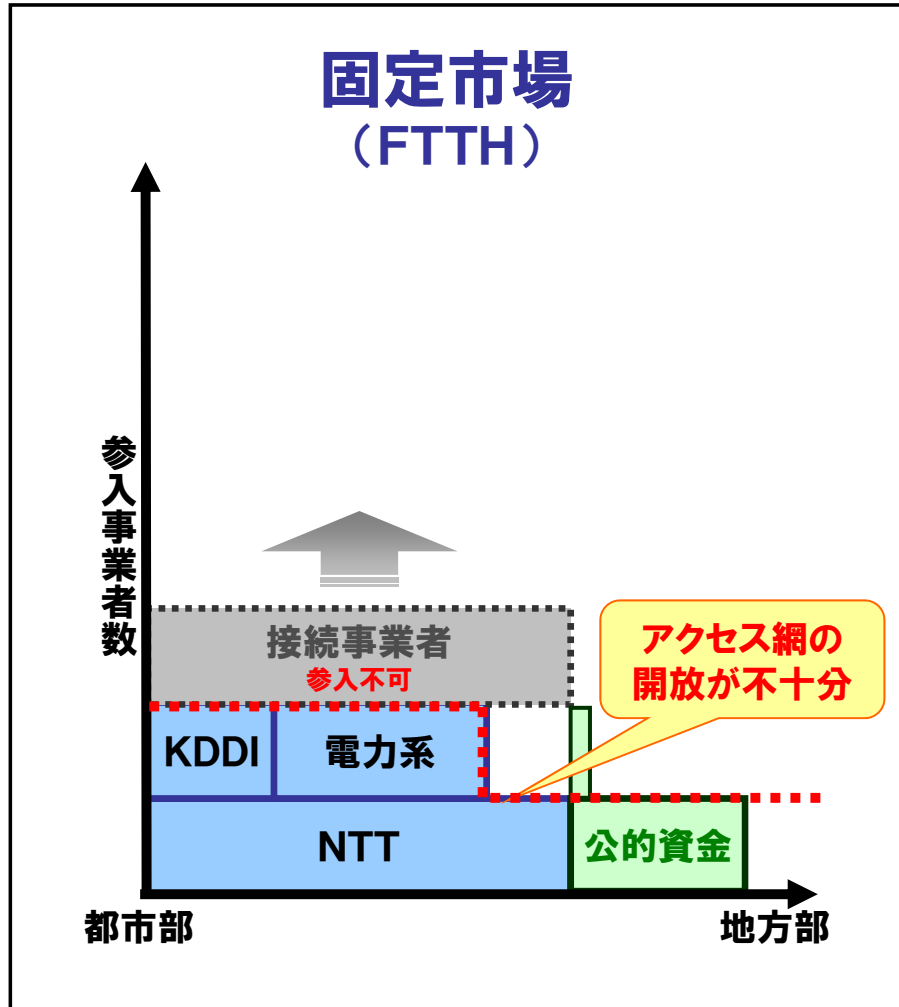
- ・ サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、以上の観点を総合的に判断すると、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに「機能分離」を行うことが、現時点においては、最も現実的かつ効果的
- ・ 今後の環境変化に適切に対応するため、規制の遵守状況、市場の競争状況や「光の道」構想に関する取組状況等を継続的に検証するとともに、一定期間経過後、今回の措置の有効性・適正性を包括的に検証した上で、必要な見直しを行うことが適当



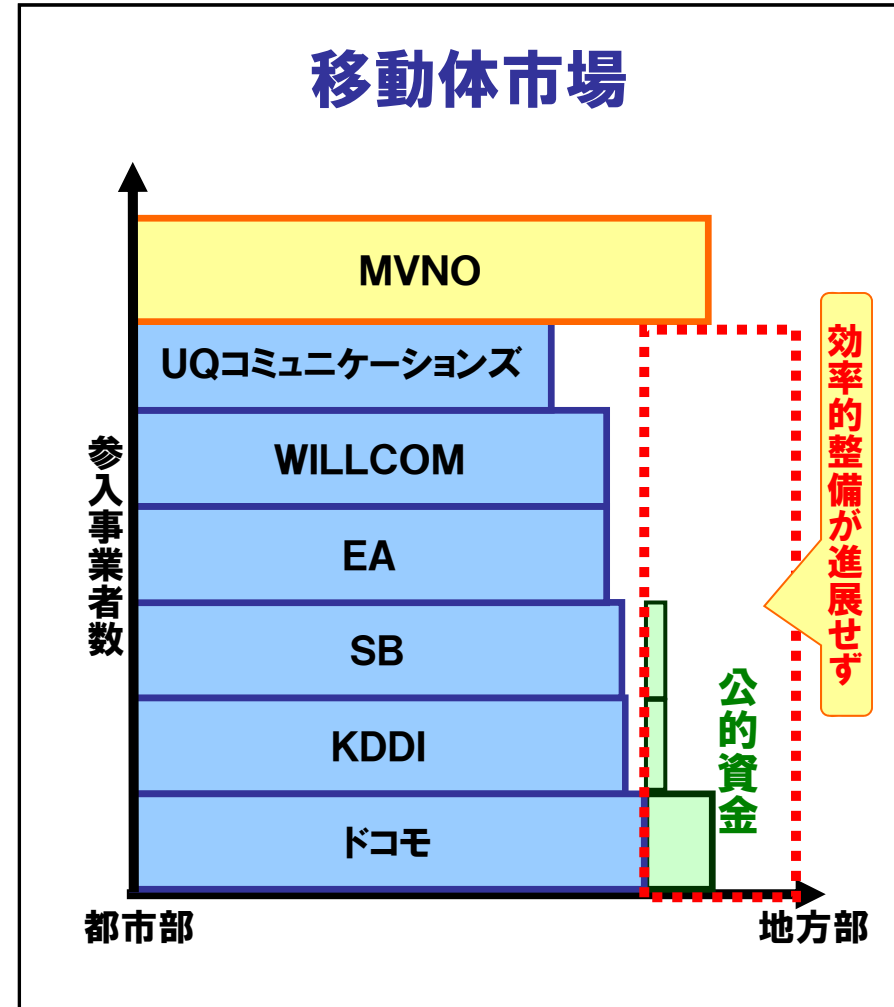
- ・ 本委員会では「光の道」構想との整合性を確保した議論がなされるべき
- ・ 機能分離の内容と連携を取りつつ、検討されるべき
⇒ 特にアクセスの同等性に着目した議論が不可欠
- ・ 「光の道」構想の進捗状況に応じて、適宜競争政策の見直しを行うべき

アクセスに係る競争政策

アクセスを巡る課題と政策の方向性



アクセス網の開放促進により
サービス競争を促進すべき



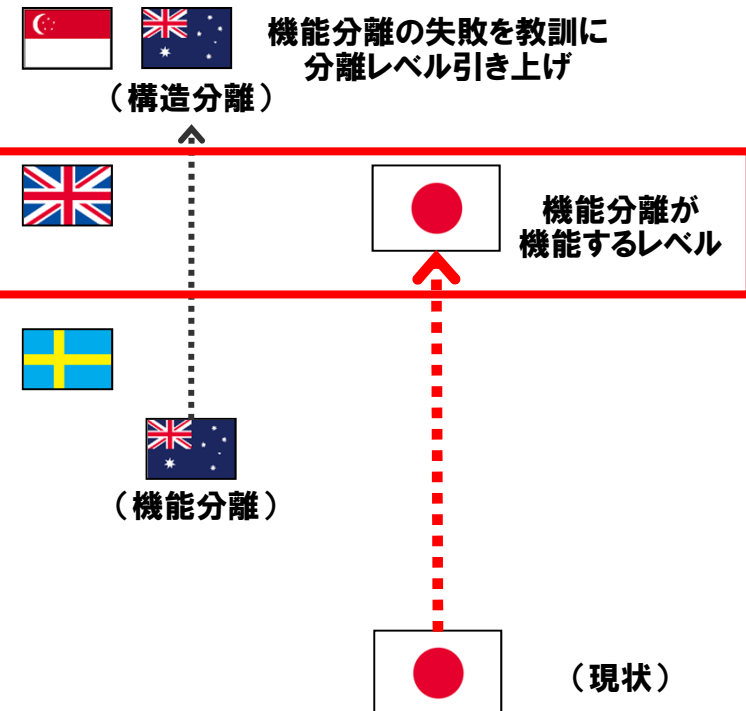
効率性と競争環境を両立した
整備方策を導入すべき

機能分離の実効性確保① 分離のレベル

- 機能分離を実効性のあるものとするためには、**レベル4以上の分離が必要**
- 具体的には、オフィス、ブランド、OSS、管理の分離のみならず、**それぞれの部門が独立したインセンティブやガバナンスを持つ必要がある**

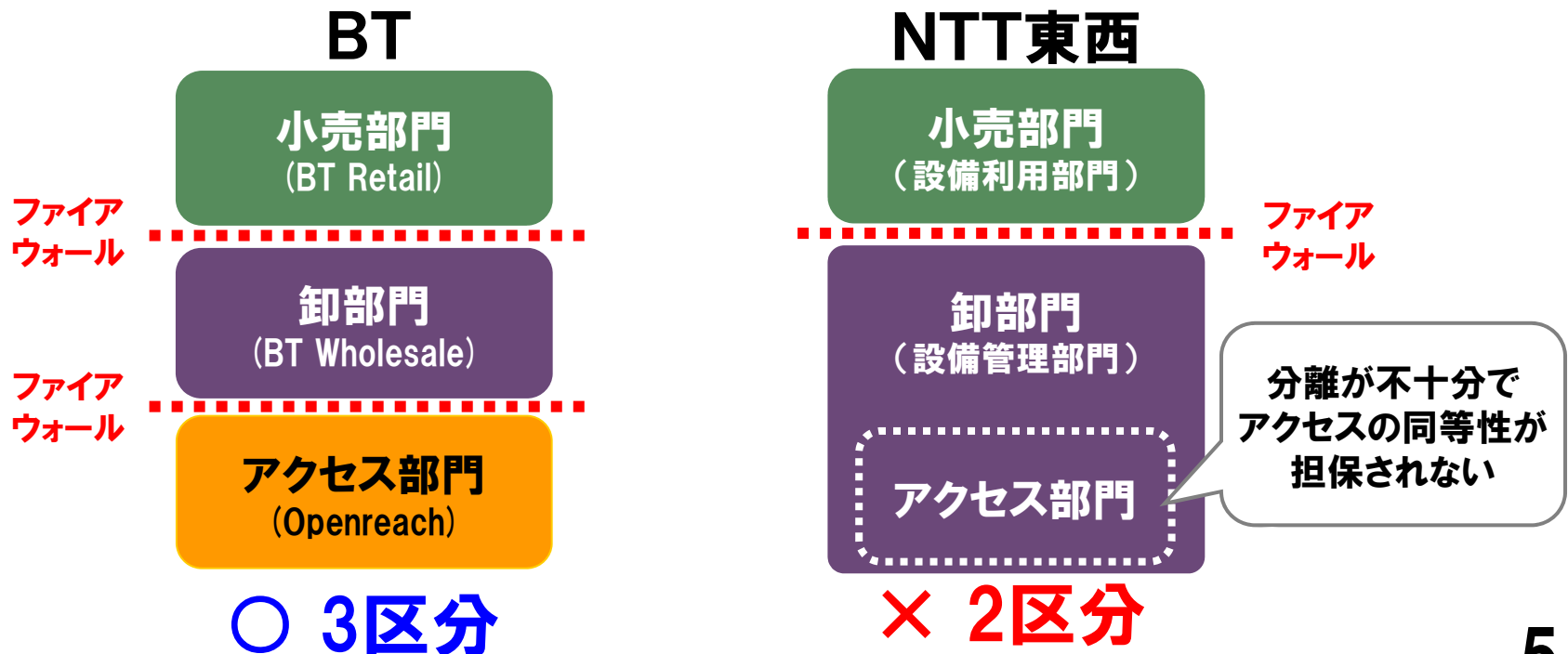
【分離の定義】

レベル	分離オプション	説明
6	所有分離 (Ownership Separation)	レベル5に加え、独立したオーナーシップを持つ。
5	法的分離 (Legal Separation)	レベル4に加え、独立した役員会を持つ。
4	機能分離 (Functional Separation) ただしインセンティブやガバナンス分離の取り決めを含む	レベル3に加えて、各ビジネスの管理者が、それぞれ独立したインセンティブやガバナンスを持つ。
3	機能分離 (Functional Separation)	ビジネスを物理的に分離し、新たな商慣習を導入する。新たなオフィス、ブランド、OSS、管理等。 ※OSS:Operational Support System
2	仮想的分離 (Virtual Separation)	内外の顧客が同等に扱われるという意味ではアクセスの同等性がある。ただしビジネスの物理的な分離はない。
1	卸売部門の設立	卸売の部門が独立するが、自社小売部門が依然として有利さを保持しており、アクセスの同等性は保証されない。
0	会計分離 (Accounting Separation)	コストと収入を別のバスケットに区分。垂直統合の効率性は維持されるが、アクセスの同等性は保証されない。



機能分離の実効性確保② 分離の区分

- ・ ボトルネック設備の中でも、アクセスの重要性は諸外国の議論においても指摘されているところ、日本の機能分離においても、アクセスの完全なる同等性確保は不可欠
- ・ 諸外国同様に「アクセス」、「卸」、「小売」の3区分での各種整理を推進すべき
 - － 小売部門・卸部門・アクセス部門別の会計整理
 - － システムの分離 等



機能分離の実効性確保③ 省令等による実効性確保

- 改正事業法では、実効性のある機能分離が担保されていない
- 今後整備予定の省令等にて、以下を担保すべき
 - レベル4の分離
 - 「アクセス」、「卸」、「小売」の3区分の分離

【機能分離の実効性確保に向けて目指すべき方向性】

実施内容	監視体制	報告
<ul style="list-style-type: none">• <u>レベル4の分離</u><ul style="list-style-type: none">- 組織経営・ブランド・報酬制度等に至る分離 →将来的には別会社への移行も視野に• <u>「アクセス」、「卸」、「小売」の3区分の分離</u>• <u>情報分離基準の厳格化</u><ul style="list-style-type: none">- システム等を含む分離の明確化• <u>基準を遵守させるための仕組みの構築</u><ul style="list-style-type: none">- 責任体制の明確化- 個別評価基準や罰則規定の制定	<ul style="list-style-type: none">• 監視部門の独立性担保• 規制当局等による独自の監視の実施• 監視者に対する罰則規定整備	<ul style="list-style-type: none">• 目標と連動した報告の義務化 【例】「光の道」構想の目標と連動した報告の実施

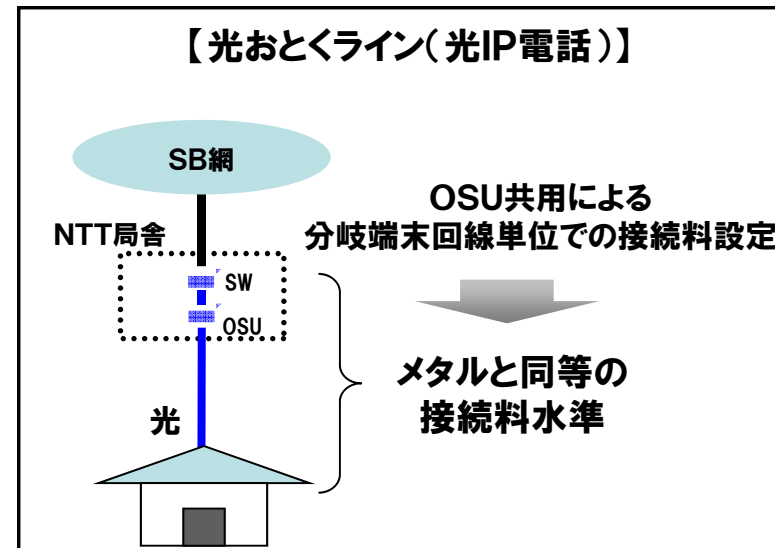
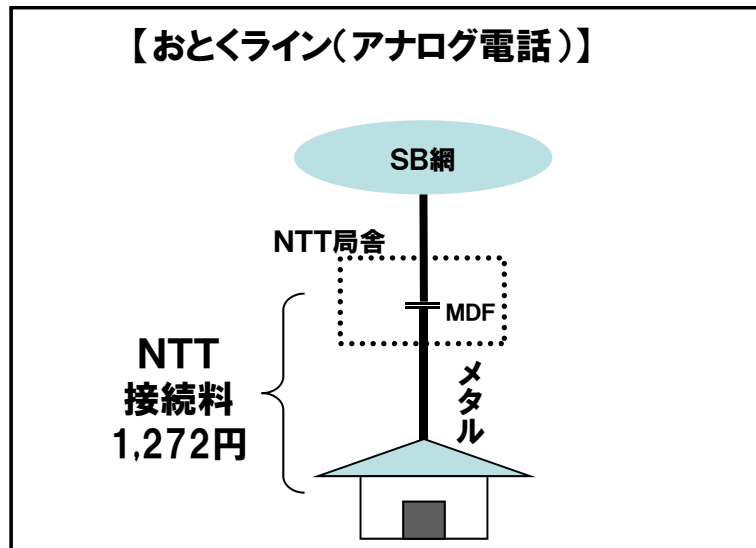
アクセスの同等性確保① 光IP電話

- メタルから光への移行にあたり、接続事業者においても競争的サービスが提供可能となるようアクセスの同等性を確保すべき
- 具体的には、電話単独サービス実現のため、NTT東西のアクセス網のアンバンドル (分岐端末回線単位接続等)が必要

■光IP電話単独メニューの提供料金

- IP網への移行後も電話単独サービスは必要
- 現状のサービス提供実績は、設備保有事業者のみ

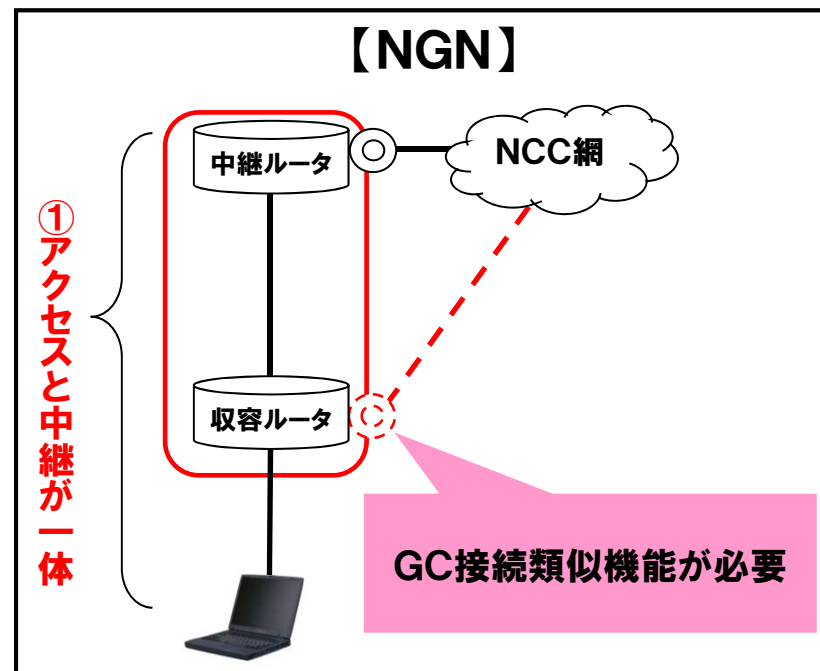
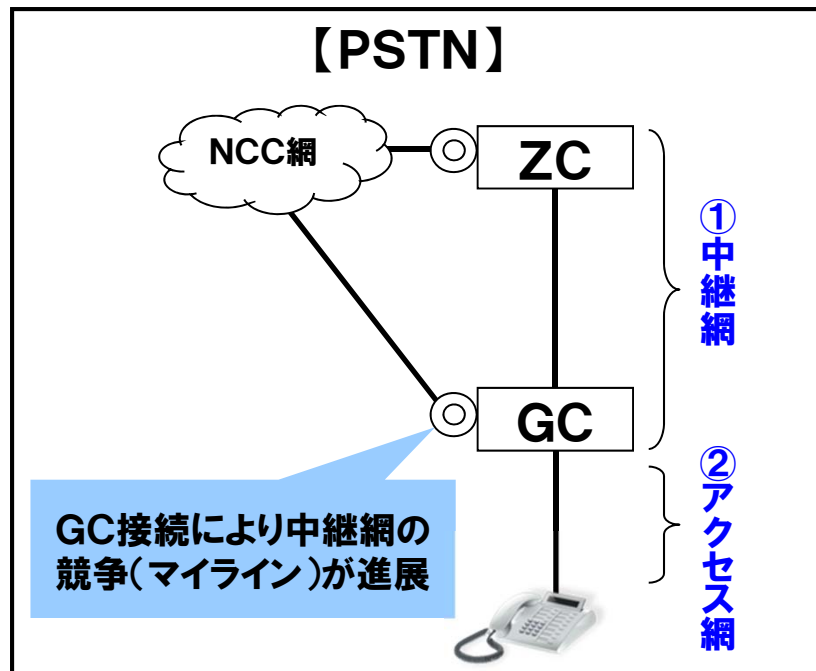
設備保有事業者				接続事業者
NTT	KDDI	K-OPT	STNet	SB
1,560円 フレッツ光マイタウン (IRU地域)	1,400円 auひかり電話 (マンションのみ)	1,323円 eo光電話	1,300円 ピカラ光でんわ (マンションのみ)	未提供 光おとくライン



アクセスの同等性確保② NGNアンバンドル

- NGNは、第一種指定電気通信設備にも係らず、十分な相互接続を確保した設計等がなされていないことがそもそもの問題(アンバンドルは技術的に可能な範囲で実施すべきという原則に反する)
- レガシー網と同等の競争環境を維持するため、中継網のみならず、アクセス網におけるアンバンドルが必要であり、NGN-GC接続の提供は必須
 - NTT主張:「事業者振分機能・課金機能がない」

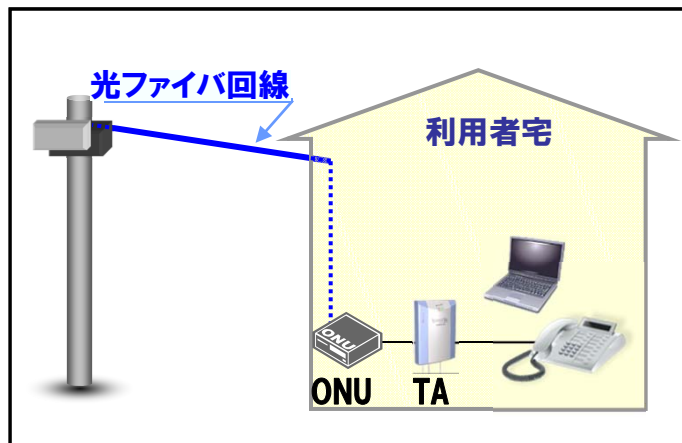
事業者振分機能は現行の収容ルータで実現、課金機能については料金定額設定により対処する等、早急に安価かつ早期導入が可能な方式について検討を行うべき



アクセスの同等性確保③ ONU開放

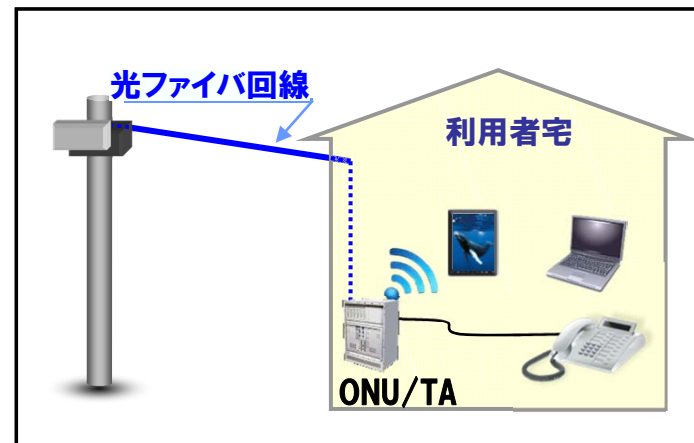
- ・ 現状、接続事業者がNTTのOSUを利用する場合、独自のONUを設置することができず(端末非開放)、端末ベンダも自由に参入できない状況
- ・ FTTH市場の需要拡大にあわせ、ONUについても多様な提供モデルの実現を促進すべき(アクセスの同等性の問題の一環として整理を図るべき)
- ・ 具体的には、NTTのOSU及びONUの仕様を公開し、技術基準を満たす全てのONUを接続可能とすべき

現状



- ・ NTT仕様端末のみ
- ・ NTTのみが提供

ONU開放後

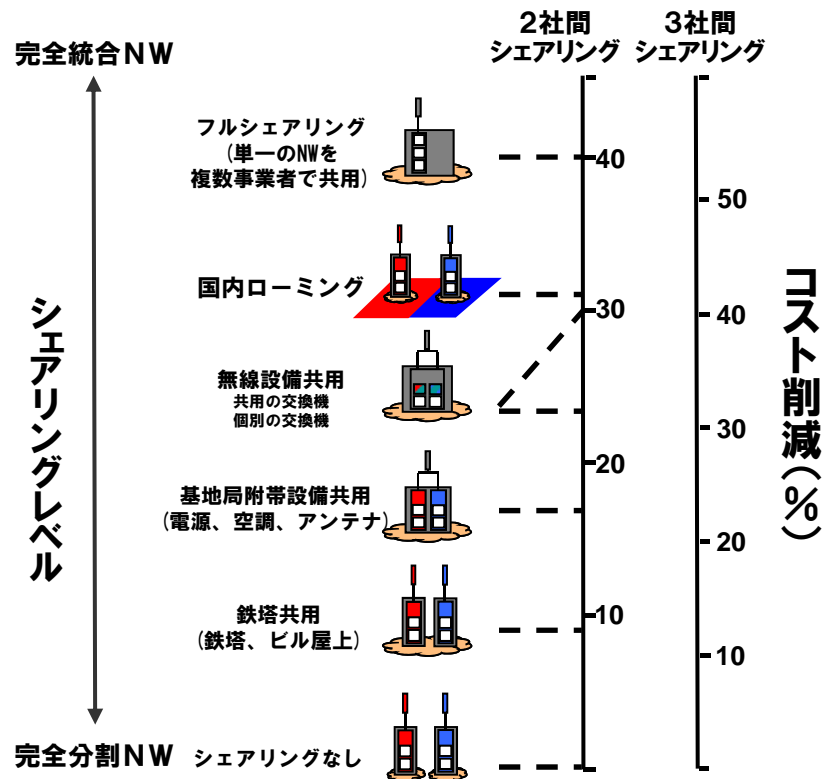


- ・ 端末機能多様化
(Wi-Fi搭載、停電対応、省電力等)
- ・ 接続事業者による提供
(NTTとの同等性確保)

移動体アクセスにおける課題

- 「光の道」実現に向けて、モバイルブロードバンドもアクセスの一部を担うことが期待されている
- ルーラルエリアにおいては、ネットワークシェアリング等の実現により、効率的な整備と公平な競争環境確保の両立を目指すことが必要

ネットワークシェアによるコスト削減の可能性



ネットワークシェアリング海外事例



3UKとEverything Everywhereが、合併会社MBNLを設立し、3Gネットワークを構築



Tele2とTelenorが、合併会社Net4Mobilityを設立し、LTEネットワークを共用

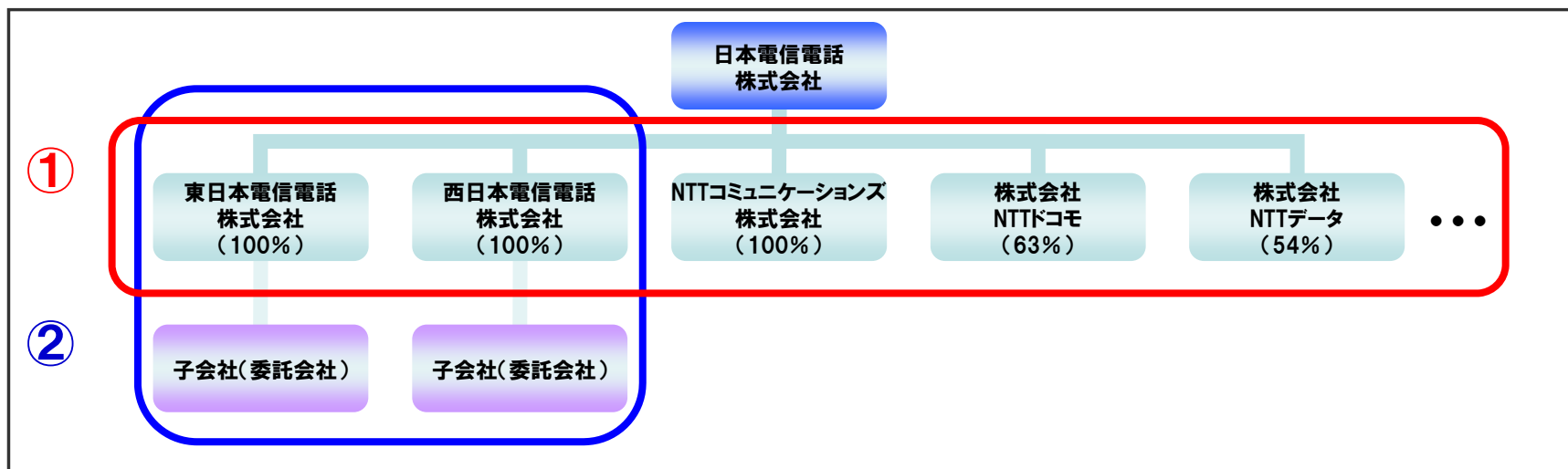


Vodafoneが全事業者対象に、3G RAN(タワー、基地局、BSC/RNC含む)シェアリング実施

その他競争政策に係る課題

グループドミナンス(持株体制の廃止)

- 持株体制下では、グループ全体としての利益を追求するインセンティブが働く
- 本質的な対処として、**持株体制の廃止が必要**



		現行規制	問題事案	課題
①	共同的一体的市場支配力行使	・差別的取扱いが禁止されている	・ドコモショップでのセット販売 ・NTTファイナンスによるセット割引 ・グループ共同広告(ブランド強化)	・「排他的でない」との理由等で、グループ一体経営が許容・進展 (競合事業者によるNTTとの一体営業は実質、想定しえない)
②	子会社等による禁止行為の潜脱	・法改正で、NTT東西に対して、保有株式50%超の子会社に監督義務が課される	・NTT東西子会社による接続情報の不正利用	・保有株式50%未満の関連会社やNTT持株等の子会社は監督対象外

業務範囲規制問題(活用業務の廃止)

- ・ 活用業務はこれまでに**24件認可**(NTT東西合計)
- ・ 届出制への移行により、さらになし崩し的に**業務範囲が拡大**される懸念あり
- ・ 活用業務制度はNTT再編成の趣旨を形骸化させるものであり、**直ちに廃止**すべき

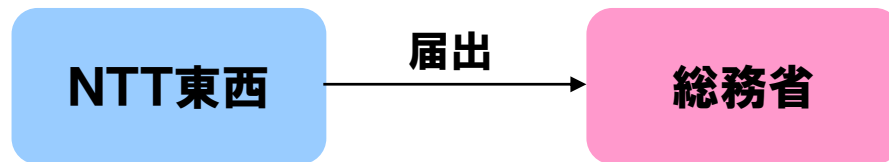
認可制(現状)



※認可申請から認可まで**約70日**(実績平均値)

- ・ 申請された業務の**全てが認可**
- ・ 数多くの**県間業務に進出**

届出制



※届出はサービス開始の**30日前**

- ・ 手続きが一層簡便化し、**業務範囲規制がさらに形骸化**
- ・ 固定市場での支配力を維持したまま、**移動体・ISP事業参入の懸念**

第一種指定電気通信設備制度の見直し

- ・「アクセスの同等性確保」、「機能分離の実効性確保」、「グループドミナンスの未然防止」の為に、第一種指定電気通信設備制度は、**厳格化に向けた見直しが必要**

		現状	追加・変更すべき内容
規制根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線(不可欠設備)を有すること 	—
規制内容	サービス規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信役務:保障契約約款(特定電気通信役務:プライスカップ規制) 	—
	接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続約款の認可 ・ 接続料の算定方法など法定要件あり ・ 接続会計の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドルの徹底 (技術的に接続可能な全ポイントにおける接続義務等)
	行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務以外への情報流用の禁止 ・ 各事業者の公平な取扱い ・ 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社等への規制の徹底 (保有株式50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等) ・ 機能分離の徹底 (「アクセス」、「卸」、「小売」の3区分での分離等)

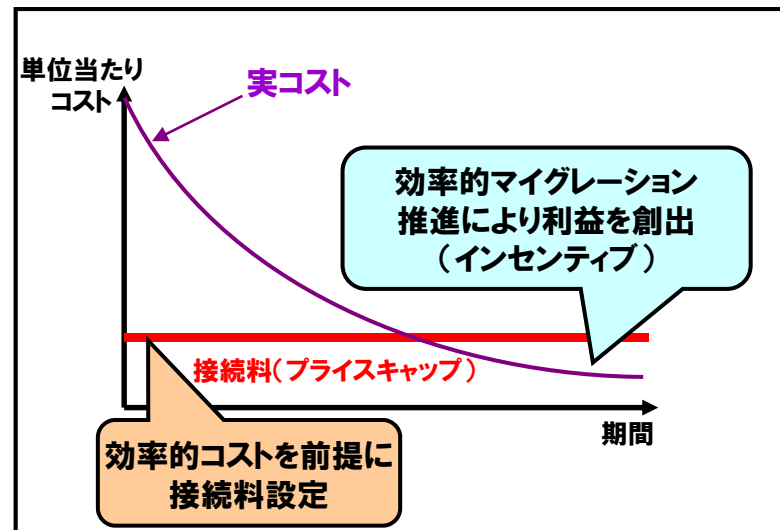
レガシー接続料算定方式の見直し

- IP網整備の進行に伴い、**既に必要以上の二重設備コストが発生**(マイグレーションが進行しないことにより、レガシー系設備コストの削減効果が得られていない)
- 欧州の事例等を参考にし、二重設備保有による**非効率的成本を排除した接続料算定方式への見直し**が急務
- 政策的接続料低廉化により、NTT東西に対し**効率的マイグレーション推進のインセンティブを付与**

欧州での議論

- 技術中立的なコストング原則に従えば、レガシー資産に係るコストを規制会計に計上することは適切ではなく、認められない。いかなる「二重計上」も避ける必要がある、レガシー資産を(接続料の算定基礎となる)コストに含めてはならない。
- 効率的技術に基づく料金設定は、当該技術への移行を促すインセンティブを提供することにもなる。
(ERG(欧州規制当局グループ))

イメージ



参考資料

ERG(欧州規制当局グループ) Common Statement (2008/10/16)

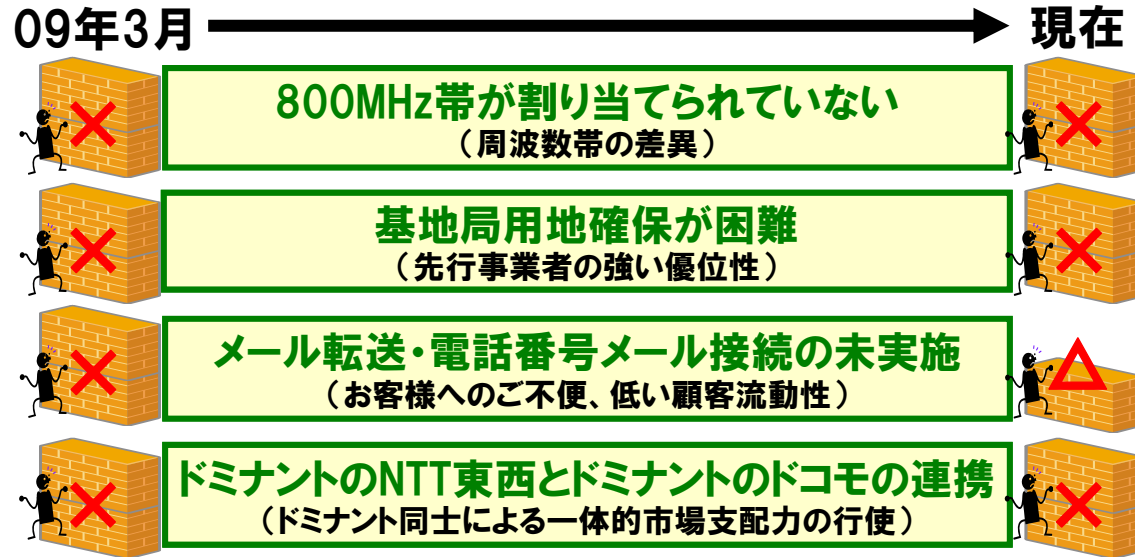
There is a possibility that an operator may be left with stranded legacy assets as NGNs are introduced. However, following the technology neutral costing principles, these costs are not relevant for regulatory accounting and are not accepted. Any “double counting” should be avoided and legacy assets should not be costed. Also, the sub-optimal use of capacity in the migration period (due to running in parallel the legacy and the next generation network) may not lead to a cost increase as this would be inefficient while only the cost of an efficient operator should be taken into account. In general the cost of efficient service provision should be used as the cost standard for approval of interconnection rates. The pricing should be valid irrespective of whether interconnection is realized via circuit-switched or packet-switched networks, since strict application of the cost standard of long-run incremental costs requires the efficient technology used by the market players to be taken as a basis. Consideration must also be given to the fact that the concept of the cost of efficient service provision does not differentiate the price according to technology used or account for the existence of different prices for the same service. Basing prices on efficient technology also provides incentives for speeding up the migration to this technology

http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf (p84)

移動体市場の競争政策の課題

- 移動体市場においては、**競争上のハンディキャップが存在**
- これらハンディキャップが存在する上、競争事業者に対しても一律のガイドラインが課される等、**ドミナント規制が有効に機能しない状況**

競争上のハンディキャップ



■
■
■

年月	制定されたルール等
01年11月	第二種指定電気通信設備制度
02年5月	MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する ガイドライン
08年4月	電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用 ガイドライン
10年3月	第二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン
10年4月	電柱・管路等 ガイドライン の改正
10年6月	SIMロック解除に関する ガイドライン

第二種指定電気通信設備制度の見直し

- ・ 第二種指定電気通信設備制度の閾値シェア25%は、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論^(※1)や企業結合ガイドライン^(※2)を参考とし、**40～50%に見直すべき**
- ・ 規制内容についても、**ドミナント規制の厳格化**を図るべき

※1:「50%超:支配的地位が推定、40%超:通常、支配的地位が発生し得る、25%程度:支配的地位を享受しているとは言えない」
(欧州委員会『SMPガイドライン』より)

※2:「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」
(『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』より)

		現状	追加・変更すべき内容
規制根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閾値の見直し (占有率40～50%を対象)
規制内容	接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続約款(接続料等)の届出 ・ 接続会計の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の厳格な検証確保
	行為規制	<p>【収益額ベースのシェア25%超の会社のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務以外への情報流用の禁止 ・ 各事業者の公平な取扱い ・ 設備製造業者、販売業者の公平な取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二段階規制は廃止 (収益額ベースのシェア25%超の適用基準は廃止) ・ 子会社等への規制の徹底

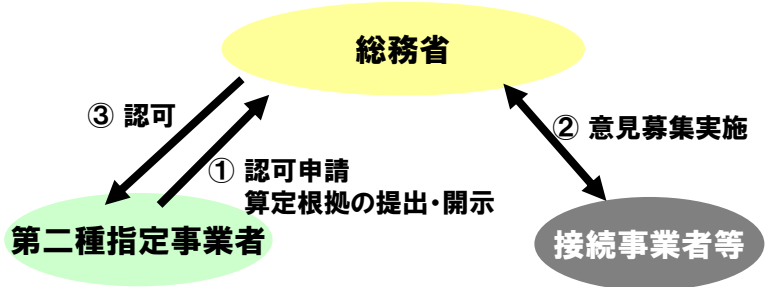
移動体接続料規制の見直し

・ 非対称規制の厳格化に向けて、移動体接続料規制も**非対称化を図るべき**

第二種指定事業者

- ・ 事業法上、接続料は「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と規定(事業法第34条第3項第4号)
- ・ **届出制**により、**適正性を検証する機能が欠落**
- ・ 結果、09年度以前の接続料に、販売奨励金等の**営業コストが算入**されていたことが発覚

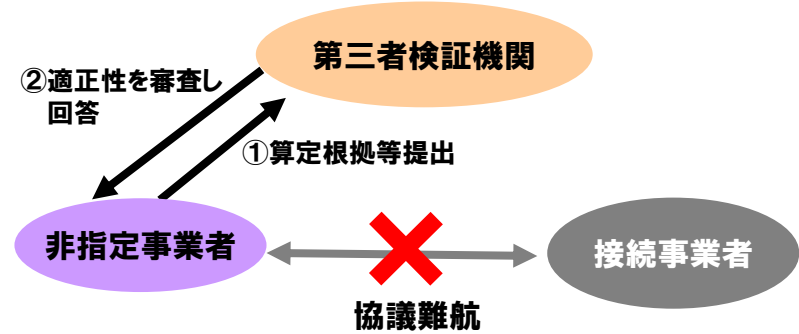
- ・ **厳格な検証が必要**
→【例】認可制への移行や意見募集の実施



非指定事業者

- ・ 非指定事業者の接続料は民衆の協議であり、状況によって、協議が長期化し、**紛争に発展**する可能性が存在

- ・ **非指定事業者の接続料検証のスキーム**(中立的な第三者が接続料の適正性を検証する仕組み)**を確立すべき**
→【例】紛争処理委員会の機能拡充



「光の道」の検証体制

検証の在り方① 既存制度の見直し

- 「機能分離」等競争政策の検証を行う上では、**既存制度の見直しが必須**

現状

競争セーフガード	対象	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備制度 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件
	主体	<ul style="list-style-type: none"> ルールを作る総務省が自ら検証
	運用	<ul style="list-style-type: none"> 拳証責任を事業者のみが負う 既存制度に即した検証に留まり、制度自体の是非は検証対象外 形式的検証に留まり実効的措置に至らず

今後の在り方

競争セーフガード	対象	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備制度 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件
	主体	<ul style="list-style-type: none"> <u>独立した検証機関</u>によるダブルチェック
	運用	<ul style="list-style-type: none"> 総務省による<u>能動的な調査</u>を年間を通して実施 新たな検証体制「<u>光の道評価会議(後述)</u>」と<u>連携</u>し、制度の在り方の検証や実効的措置の実施を担保

競争評価	対象	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場の競争環境等 料金・市場シェア
	主体	<ul style="list-style-type: none"> ルールを作る総務省が自ら評価
	運用	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配力の存在と行使が分離 各市場のベンチマークが不在

競争評価	対象	<ul style="list-style-type: none"> <u>独占性が強い市場に特化</u>した評価へ対象を簡素化
	主体	<ul style="list-style-type: none"> <u>独立した評価機関</u>が評価
	運用	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配力の存在＝行使という<u>独禁法の考え</u>を<u>踏襲</u>した評価へ見直し 適正な<u>ベンチマーク</u>を設定

検証の在り方② 総合的検証体制の確立

- ・「**光の道**」進捗状況等の**検証実施及び追加的措置等の検討を行う「光の道評価会議(仮称)」を政務三役体制の下に新設すべき**
- ・法律・経済・技術等を専門とする有識者に加え、公正取引委員会・接続事業者等も参画する体制とすべき

【光の道評価会議(案)】

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務三役の直下組織 ・ ダイレクトな報告
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光の道の進捗(目標達成度) ・ ブロードバンド市場の競争の進展(NTT東西の市場支配力の変化) ・ 機能分離で講じられた措置への評価
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者(法律・経済・技術等) ・ 消費者団体 ・ 接続事業者 ・ 公正取引委員会 (計10名程度)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2月～7月に既存制度と連携した検証を行う(一部の既存検証結果を前倒しさせる)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証経緯などは全て公表

